

報告第2号

前橋市市税条例等の改正の専決処分について

前橋市市税条例（昭和26年前橋市条例第302号）等の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和2年5月27日提出

前橋市長 山 本 龍

別紙

専 決 処 分 書

前橋市市税条例等の改正について

前橋市市税条例等の一部を改正する条例

(前橋市市税条例の一部改正)

第1条 前橋市市税条例（昭和26年前橋市条例第302号）の一部を次のように改正する。

第33条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第33条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第51条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第55条の2第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第55条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、法施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項後段中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第126条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第8条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項前段中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第12条、第13条の表以外の部分及び第15条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号イ及びロに規定する設備について同号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項を同条第8項とする。

附則第15条の5第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第21条及び第22条の表以外の部分中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第24条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第32項、第44項、第48項若しくは第50項」を「から第22項まで、第24項、第29項、第38項、第42項、第44項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

(前橋市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 前橋市市税条例の一部を改正する条例（令和元年前橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

前橋市市税条例第27条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1項第1号を次のように改める。

(1) 削除

附則第1項第2号中「附則第6項」を「附則第5項」に改める。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(市民税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の前橋市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第33条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第33条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第33条の3第1項に規定する申告書について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
- 8 別段の定めのあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 9 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第24条の規定の適用については、同項中「、第44項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第44項」とする。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

前橋市長 山 本 龍